

☆ Imagine ☆

『ひと』と『まち』が元気に、地域力UP!



●生活道路や通学路の冠水対策、舗装改修や拡幅整備が28カ所で実施されます。

令和4年第3回定例会（令和4年8月26日～9月29日）で提出された「令和4年度北本市一般会計補正予算（第4号）」において、私が令和4年第2回定例会の一般質問で取り上げた『洪水ハザードマップ』に記載された大雨時の道路冠水箇所について、冠水対策としての側溝改修等工事が本宿6丁目地区内、市道2号線（東間8丁目）や市道6060号線（西高尾2丁目）ほか6カ所で実施されることになりました。

また、通学路や生活道路のアスファルト舗装改修等工事が本町6丁目地区ほか14カ所、生活道路の拡幅改良工事が市道3227号線（緑3丁目）ほか2カ所で実施されることになりました。

なお、側溝製作等の都合もあって、工事完了時期は令和5年度にずれ込む見通しとのことです。

しかしながら、市民の皆様からの生活道路の補修、改修等のご要望箇所はまだ数多く残っております。今後の高齢化や気候変動への対応等を考えますと、「歩く」を基本とした生活圏の充実が重要であり、そのためには障がいをお持ちの方、子どもから高齢者すべての人が安全安心に利用できる道路や環境の整備・実現に向けてしっかりと活動していきたいと思っております。

●ロシアのウクライナ侵攻や円安による原油価格や物価高騰対策が実施されます。

- コロナ禍における原油価格・物価高騰対策として、①中小・小規模事業者支援金（1事業者一律5万円）②農業者支援金（販売農家一律5万円、加温設備導入の施設園芸農家一律10万円）③福祉施設応援給付金（一律5万円）が給付されます。又、塵芥収集・処理事業者、し尿収集処理業者、路線バス・タクシー事業者にも保有車両台数等に応じた支援金が給付されることになりました。
- 学校給食の食材価格高騰に直面する保護者負担を回避するため、給食費の物価高騰相当額を学校会計へ交付することになりました。各学校より教育委員会に申請・審査、支給決定後に振り込まれます。
 - 小学校 給食費4500円×物価上昇見込率15%×児童数2589人（7/1現在）×6ヵ月
 - 中学校 給食費5200円×物価上昇見込率15%×生徒数1458人（7/1現在）×6ヵ月
- 住民税均等割非課税世帯向けに、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（1世帯5万円）が支給されます。対象の世帯には市から確認書等が届きます。又、予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯にも支給されます（ただし、申請が必要）。詳細については、北本市ホームページや広報きたもと12月号等をご参照ください。

●令和3年度北本市一般会計歳入歳出決算の認定について

歳入決算額255億8789万円で予算現額に対する収入割合は97.1%、歳出決算額は240億8229万円で執行率は91.4%でした。

令和2年度と比較しますと、歳入が34億5467万円の減、歳出が37億7061万円の減となりました。これは令和2年度実施の特別給付金事業の経費減等によるものです。

歳入歳出差引額は15億560万円となり、翌年度に繰越す財源は939万円とし、実質収支額は14

一般会計：決算収支の状況

（単位：千円、%）

区 分	令和3年度	令和2年度	比 較	
			増 減	比 率
予算現額	26,344,091	29,984,590	▲3,640,499	▲12.1
歳入決算額	25,587,895	29,042,570	▲3,454,675	▲11.9
歳出決算額	24,082,292	27,852,910	▲3,770,618	▲13.5
歳入歳出差引額	1,505,603	1,189,660	315,943	26.6
翌年度へ繰越すべき財源	9,397	39,134	▲29,737	▲76.0
実質収支額	1,496,206	1,150,526	345,680	30.0
単年度収支額	345,680	135,020	—	—

億9620万円、単年度収支額は3億4568万円となりました。

なお、歳入では、地方交付税が6億8887万円29.8%増、寄附金が3億759万円50.8%増、市債が3億6950万円26.0%増でしたが、国庫支出金が51億6212万円48.6%の減となりました。ふるさと納税額が令和3年度は9億円を超えて県内1位になったこと、市債は西小学校の給食室整備事業等があげられます。

歳出の主な構成比率は、民生費が歳出全体の43.0%、総務費が18.2%、公債費が9.7%、教育費が8.8%の順になっています。今後も少子高齢化、人口減少の進行により民生費の増加が予想されます。

主な財政指標は経常収支比率85.3%（前年度比5.9ポイント減）、実質公債費率7.3%（前年度比0.1ポイント減）、将来負担比率4.8%（前年度比14.1ポイント減）となり、評価できる決算内容と考えます。

● 令和4年第3回定例会で行った一般質問(概要)

1. 北本都市計画道路3・3・2中央通線について

令和元年第2回定例会の一般質問での質疑で、中央通線のあずま通りから国道17号までの事業化については、中山道からあずま通りまでの区間の工事完了時期に判断する旨の答弁がありました。

そこで、令和4年度に歩道整備工事で事業中区間の工事が完了することから、中央通線整備の方向性を市長に質しました。市長答弁では、「北本市都市マスタープラン」において優先的に事業を進める路線に位置づけられているため、拡幅整備による沿線地権者への負担軽減や他事業とのバランス等、諸条件を整理し、財源を含めた整備計画の見通しを立てた上で進めていきたいとのことでした。

また、北本4丁目地区内の2カ所の市有地は中央通線整備事業のために取得してあること、北本2丁目と北本3丁目の地区内にある代替地は残りの区間の事業化の検討の中で活用していくとの答弁がありました。

現状では、児童生徒の通学路や周辺住民の生活道路としては道路幅が狭く歩道もなく、車両のすれ違い時には危険な状況であり、国道17号までの拡幅整備事業の早期実施と全線開通までの歩行者や自転車利用者の安全確保の対策が急務であると考えます。今後も早期事業化と安全対策に向けて活動していく所存です。

2. 所有者不明及び管理上問題のある土地建物と改正民法施行について

令和5年4月に管理不全の土地建物に対する管理制度が施行されることから、行政としての対応を質しました。管理不全の土地建物についての相談や苦情等は年間約60件程度あり、そのうち30件程度が新規で、雑草や樹木の隣地や道路側への張り出し等が多く、外壁や屋根の破損等の老朽化や管理不全などのようです。

改正民法の施行後は、樹木の切除を催告したにもかかわらず対応がない場合は催告者が切除できたり、所有者不明や管理不全の場合は従来の財産管理人制度とは異なり、個別土地建物ごとに管理者を選任できるため、管理不全土地や空き家の発生予防も期待されることから改正内容を精査し対処したいとのことでした。

【あとがき】10月には、総務文教常任委員会と所属会派「啓和会」の視察研修のほか、私個人で山形市にある

「馬セラピーカフェうまのすけ」と児童遊戯施設インクルーシブプレイス「コパル」を見学しました。ポニーのカフェは、乗馬による障がい者のセラピー効果や運動機能向上も期待できるとのことでした。又、「コパル」には車いす用のブランコや木琴のベンチ等、今後の施設の在り方の参考となるものばかりでした。

これから冬になり、インフルエンザの流行や新型コロナウイルス感染症拡大「第8波」等が心配ですが、今後とも皆様のお声をしっかりと市政に届け、ウエルビーイングの実現に向けて取り組んでいきます。



◎市民の皆様のご意見等をいただきますようお願い申し上げます。

北本市議会議員 岡村 有正

〒364-0006 北本市北本3-178-3

携帯：090-1704-1623

電話/FAX：048-591-4456

e-mail：a.okamura5582@gmail.com

岡村ありまさホームページ：okamura-arimasa.website